

平成29年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成29年7月14日、午前9時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第7回農業委員会を招集した。また開会前に7月5日発生の豪雨災害で犠牲となられた方に黙とうを捧げる。

2. 出席委員は30名

1 番 小林 敏生 (欠席)	20 番 羽野 勝己 (欠席)
2 番 松尾 彰	21 番 伊藤 猛
3 番 田中 諭	22 番 田子森 博美
4 番 山崎 信	23 番 櫻木 キクエ (欠席)
5 番 後藤 干城	24 番 原田 俊昭
6 番 櫻木 和雄	25 番 石井 隆壽
7 番 井上 良夫	26 番 西川 幸男
8 番 窪山 茂隆	27 番 穴見 義夫
9 番 田中 眞知子	28 番 宮本 保孝
10 番 釜堀 豊	29 番 井手 峯勝
11 番 徳永 辰雄	30 番 大隈 弘子
12 番 高着 土良	31 番 森 洋 (欠席)
13 番 矢野 忠徳	32 番 和佐野 光晴
14 番 古川 ますみ	33 番 徳田 清則
15 番 田中 学	34 番 日吉 慶一
16 番 鶴川 昌洋 (欠席)	35 番 小嶋 嘉則 (欠席)
17 番 大山 源次 (欠席)	36 番 才田 正晴
18 番 樋口 博幸	37 番 森部 賢一
19 番 橋本 計	

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 6 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中 村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	石 橋 一 良
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査	内 田 光 徳
------------	---------

(開会 9 : 3 0)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成29年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日の欠席につきましては、1番小林委員、16番鶴川委員、17番大山委員、20番羽野委員、23番櫻木委員、31番森委員、35番小嶋委員より欠席の届出がありました。
ただ今の出席委員は30名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に13番矢野委員、14番古川委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3頁まで計16件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので採決は行いません本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 4頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (内田主任主査) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご承認方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
- 議 長 次に、7頁、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 7頁をお願いします。議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要です。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は、18番樋口委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 18番 (樋口委員) 19番橋本委員にお願いしたいと思います。
- 議 長 19番橋本委員よろしいですか。
- 19番 (橋本委員) はい、承知しました。
- 議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に18番樋口委員、19番橋本委員を選任します。よろしくお願いします。
- 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要でありま

す。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、あっせん委員を選任する必要がありますが、担当委員の6番櫻木委員、どなたか推薦をお願いします。

6 番

(櫻木委員) 3番田中委員にお願いしたいと思います。

議 長

3番田中委員よろしいですか。

3 番

(田中委員) はい、承知しました。

議 長

それでは、審議番号2番のあっせん委員に6番櫻木委員、3番田中を選任します。よろしく申し上げます。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

(松尾) 8頁をお願いします。議案朗読をもって説明。9頁まで5件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。32番和佐野委員。

3 2 番

(和佐野委員) 審議番号1番について説明します。双方で話をされて売買での申請です。問題ないと思われます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます19番橋本委員。

1 9 番

(橋本委員) 審議番号2番の説明をいたします。所有者の離農に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

1 9 番

(橋本委員) 審議番号3番について説明します。所有者の離農に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

1 9 番

(橋本委員) 審議番号4番について説明します。所有者の離農に伴い譲受人との間で話がまとまりましたので今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しな

いと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) 審議番号5番について説明します。内容については、譲渡し人の労力不足によるもので譲受人と売買にて話がまとまりましたので今回の申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

ここで、審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。

事務局 (松尾) 議案第4号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。(ビデオ放映)

議長 10頁をお願いします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 20頁をお願いします。議案朗読をもって説明。9件ございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番徳田委員。

33番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。申請目的は、ピーポート甘木駐車場がイベント時を中心に不足しているため、近隣に露天駐車場を整備するものです。用水については敷地内に用水路を設ける。雨水は既設水路へ流します。区会長の承諾も得てあります。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている地域に該当します。問題はないと思います。審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8番 (窪山委員) 審議番号2番について説明します。転用目的は従業員の福利厚生のため、本社に隣接してテニスコートと運動広場を整備するものです。雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、既存敷地の拡張に該当します。問題はないと思います。審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8 番 （窪山委員）審議番号3番について説明します。転用の目的、露天駐車場で従業員駐車場が不足しているため、現在の駐車場を整備するものです。雨水は道路の既存側溝へ排水します。都市計画用途地域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当、別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。8番窪山委員。

8 番 （窪山委員）審議番号4番について説明します。申請は、宅地分譲であり申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、住宅分譲用地とするものです。生活排水は下水により処理します。雨水は既設水路へ流します。第3種農地、都市計画用途地域内です。問題はないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5 番 （後藤委員）審議番号5番について説明します。申請目的は、モデルルームとイベント広場への転用で、営業強化のため事務所に隣接してモデルルームとイベント広場を整備するものです。生活排水は合併浄化槽へ雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、12頁、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員。

5 番 （後藤委員）審議番号6番について説明します。転用目的は事業拡大のため、本社に隣接して資材置場と建設機械・従業員駐車場を整備するもの雨水は既設水路へ流します。農用地区域外、第2種農地、集落接続に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。

25 番 （石井委員）審議番号7番について説明します。申請目的は、太陽光発電設備用地。隣接地に太陽光発電設備を整備したところ、隣地の田と現況の境界が違っていたため整理するものです。農用地区域外、第2種農地、市役所から500m以内の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。

1 1 番 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。1 1 番徳永委員。

（徳永委員）審議番号8番について説明します。転用目的は自営の電気通信業の事業拡大のため、事務所に隣接して従業員駐車場を整備するものです。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認いたします。

3 4 番 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。3 4 番日吉委員。

（日吉委員）審議番号9番について説明します。転用目的は隣接する東林田公民館に駐車場がないため、駐車場として整備するものです。雨水については前面の道路側溝へ流します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。問題はないと思います。審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認いたします。

議 長 次に、1 3 頁、議案第5号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 （寺岡）1 3 頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます。1 2 番高着委員。

1 2 番 （高着委員）ありません。

議 長 2 7 番穴見委員

2 7 番 （穴見委員）ありません。

議 長 3 0 番大隈委員。

3 0 番 （大隈委員）ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次の、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

1 3 番 1 3 番矢野委員。

（矢野委員）ありません。

議 長 2 5 番石井委員。

2 5 番 （石井委員）ありません。

議 長 2 6 番西川委員

2 6 番 （西川委員）ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

1 1 番徳永委員。

1 1 番 (徳永委員) ありません。

議 長 なお、1 6 番鶴川委員は本日欠席であります。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

1 4 番古川委員。

1 4 番 (古川委員) ありません。

議 長 2 1 番伊藤委員

2 1 番 (伊藤委員) ありません。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番ですが、2 4 番原田委員が関係いたしますので審議が終わるまで原田委員には、退室をお願いいたします。(2 4 番委員、退室後。)

それでは、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

2 番松尾委員。

2 番 (松尾委員) ありません。

議 長 3 2 番和佐野委員。

3 2 番 (和佐野委員) ありません。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。審議が終わりましたので、2 4 番 原

田委員の入室をお願いします。（２４番委員 入室後。）

次に、審議番号６番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

次に、審議番号６番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 （寺岡）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号６番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
１３番 矢野委員。

１３番 （矢野委員）ありません。

議 長 ２５番石井委員

２５番 （石井委員）ありません。

議 長 審議番号６番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号６番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号６番は承認といたします。

ここで、１０時５０分まで休憩いたします。

〈 休憩 １０：３８～１０：５０ 〉

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

１５頁、議案第６号「朝倉市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に、農業振興課の説明を求めます。

担当課 （金子係長）農用地利用計画変更について地区毎に除外１４件、編入４件、用途区分の変更１件について１６頁から１９頁までを審議番号順に説明。

議 長 事務局及び担当課からの説明は終わりました。議案第６号について、質問や意見はありませんか。３６番才田委員。

３６番 （才田委員）除外申請番号６番と１４番について、既存敷地の拡張ですがそれぞれ既存の面積はどのくらいですか。

担当課 （金子係長）６番は２０，０００㎡程ありまして２，８２８㎡を拡張するものです。１４番は神社の敷地が１，０００㎡以上ありますので、２分の１以内は満たしていると考えております。

３６番 （才田委員）それぞれ２分の１以内という事ですね。

担当課 （金子係長）２分の１以内となっています。

議 長 他に、質問や意見はございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第６号について、事務局から説明がありましたように意見を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第６号は説明のとおり意見を付すことといたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 １０：５７）